３　次のような制度を利用できます

《手当・年金等》

（１）障害児福祉手当

＜受給要件・対象者＞

身体又は精神に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の２０歳未満の方（㊟ 特定の施設入所者は受給できません。）

＊障害の程度

①身体障害者手帳１級、２級の一部

②療育手帳「Ａ」の一部

③特別児童扶養手当１級の一部

＜手　　当　　額＞

月額１６，５６０円

＜受　給　制　限＞

受給資格者又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときなどは受給できません。

＜手 続 き 窓 口＞障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

（２）特別障害者手当

＜受給要件・対象者＞

身体又は精神に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の満２０歳以上の方（㊟ 特定の施設入所者や３か月以上の長期入院者は受給できません。）

＊障害の程度

①障害基礎年金１級程度の障害が重複している者。

②上記の者と同程度の障害があると認められる者。

＜手　　当　　額＞

月額３０，４５０円

＜受　給　制　限＞

受給資格者又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときなどは受給できません。

＜手 続 き 窓 口＞障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

（３）特別児童扶養手当

＜受給要件・対象者＞

精神又は身体に障害を持つ２０歳未満の児童を、監護又は養育している方（㊟ 特定の施設入所者は受給できません。）

１級→身体障害者手帳１～２級、３級の一部および療育手帳「Ａ」

２級→身体障害者手帳３級、４級の一部および療育手帳「Ｂ」の一部

＜手　　当　　額＞

１級 月額５８，４５０円 ／ ２級 月額３８，９３０円

＜受　給　制　限＞

受給資格者又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは受給できません。

＜手 続 き 窓 口＞障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

（４）心身障害者扶養共済年金

障害者の保護者が掛金を払い、その保護者が死亡又は重度障害となったときに、障害者へ終身年金を支給し、保護者亡き後などの障害者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

＜対　　象　　者＞

知的障害児（者）

身体障害者手帳１～３級（及びこれらと同程度以上の障害を有する方）

＜加　入　資　格＞

・心身障害者の保護者（父母など）であること

・６５歳未満であること

・特別の疾病又は障害を有しないこと

＜手 続 き 窓 口＞障害福祉課 障害福祉担当

（５）障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。受給には要件があり、すべてを満たした方に支給されます。

障害年金に関するご相談は予約制です。各問合せ先にご連絡のうえ、相談日時をご予約いただきますようお願いします。

㊟　審査により障害等級に該当しない場合がありますが、診断書等作成費用の払戻し等はできません。

㊟　年金請求を受付してから審査結果が通知されるまでに、数か月かかります。

【障害基礎年金】

＜受　給　要　件＞

①　障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

・国民年金加入期間

・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入して

いない期間　＊老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く。

② 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合、納付要件は不要。）

③ 障害の状態が、障害認定日（初診日から１年６カ月を過ぎた日）又は20歳に達したときに、国民年金法に定める障害等級１級又は２級に該当していること。

㊟ 国民年金法で定める障害等級は障害者手帳の等級とは異なります。

＜受　給　制　限＞

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が一定以上であるときは支給停止となります。

＜問　合　せ　先＞国保年金課 年金担当　☎ 054-626-1114
FAX054-626-2187

【障害厚生年金】

＜受　給　要　件＞

① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

② 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

③ 障害の状態が、障害認定日（初診日から１年６カ月を過ぎた日）に、厚生年金法に定める障害等級１級から３級のいずれかに該当していること。

㊟ 厚生年金法で定める障害等級は障害者手帳の等級とは異なります。

＜問　合　せ　先＞島田年金事務所　☎ 0547-36-2211
FAX0547-37-6011
予約受付専用　☎ 0570-05-4890

（６）特別障害給付金制度

特別な事情により、障害基礎年金などを受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

＜対　　象　　者＞

① 平成３年３月以前の国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和６１年３月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者

①②のいずれかで、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金１、２級相当の障害の状態にある方

＜問　合　せ　先＞国保年金課 年金担当　☎ 054-626-1114
FAX054-626-2187
島田年金事務所　☎ 0547-36-2211
FAX0547-37-6011